

2022年9月6日  
日弁連犯罪被害者支援委員会 黒井新

性犯罪被害者に対する支援制度を考える上で検討すべき論点について

## ①支援対象

### 〈対象犯罪〉

- ・〈刑法犯〉強制（準強制、監護者）わいせつ・性行等、同致傷、強盗・強制性交等に加えて〈特別法犯〉迷防条例（痴漢・盗撮）も対象とするか。

#### 【意見】

対象とすべき。児童福祉法（淫行）も対象とすべきである。

被害者が受ける被害の内容・性質は、刑法犯と異なるから、法的支援の必要性は変わらない。

例えば、強制わいせつと痴漢とでは、捜査段階では罪名が確定せず、当初迷防条例違反であっても強制わいせつとなる場合もある。監護者わいせつ等が設けられ、児童福祉法（淫行）違反との間でも同様のことが生じ得る。

- ・いわゆる認定落ちの場合に、当制度の支援対象から外すのか。

#### 【意見】

認定落ちが確定した段階で当制度の支援は終了とせざるを得ないか。ただし、報酬を返還させるような不都合が生じないような制度設計とする必要がある。

起訴時に認定落ちが確定することが多く、それほどの不都合は生じないか。

- ・対象外から対象犯罪に変更となった場合（例：暴行→強制わいせつ）にどのように対応するか。

#### 【意見】

対象犯罪に変更になった時点から当制度の支援を開始する。

### 〈対象者〉

- ・被害者の範囲をどう捉えるか。

**【意見】**

被害者又は被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族 若しくは兄弟姉妹。

配偶者には、内縁関係にあるものも含み、直系の親族には事実上親子関係と同様の関係にあった者も含む。住民票等によって確認が可能なのではないか。

②支援の時期、犯罪・被害者の認定

- ・支援の始期終期をどう考えるべきか。

**【意見】**

性被害の場合、被害発生後、被害届、告訴に対して法的支援を行う必要性が高く、被害発生直後から速やかに支援を行えることが望ましい。

ただ捜査機関関与前に、「犯罪」「被害者」を認定することが難しく、警察などによる「犯罪」の認定（事件認知、被害届受理、逮捕・勾留等）に拠らざるを得ないと考える。

終期については原則として刑事事件手続の終了時とする。

ただし、被疑者の未検挙の場合、不起訴処分後の検察審査会申立の場合、更生保護段階での被害者等情報通知対応など、例外的に終了時を定める必要性がある。例えば支援開始から1年などで区切ることも考えられる。

③支援内容の枠組

- ・支援対象に対し、通常どのような支援を行っているか（基本的な支援と言えるものは何か）。

**【意見】**

被害者等の代理人として、継続的相談を行いつつ、捜査機関や被疑者側、その他関係機関との折衝、対応を行うことが基本的な支援となる。すなわち、代理人として被害者等の窓口となることが基本的な支援といえる。

- ・上記の基本から外れた支援をどう扱うか。

**【意見】**

加算報酬事項とする。

- ・ 民事法律扶助の範疇のものの位置付けをどうするのか。

**【意見】**

被疑者側との示談交渉については、成立時に報酬が発生する仕組みとする。

なお、日弁連委託法律援助事業においては、加害者側からの示談申し入れの対応については、同援助事業における対象活動とし、定められた報酬体系に基づくことにしているが、被害者側から積極的に損害賠償請求をする場合には、民事法律扶助の利用をさせている。

訴訟提起の場合は当然民事法律扶助を利用する。

- ・ 被害者国選との関係をどう考えるか。

**【意見】**

被害者参加弁護士としての活動内容以外（例：心情意見陳述、証人尋問支援等）については、本支援弁護士制度の対象活動とする。